

京都府警察職員ピアサポート制度の運用について（通達）

〔制定 令和2年10月30日 例規厚第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

警察職員（以下「職員」という。）がその能力を十分に発揮するためには、それぞれの職員が生活に不安、悩み等を抱えることなく、安心して職務に専念することができる環境を構築することが重要であるため、この度、積極的な声掛け等による能動的な支援を実施するための京都府警察職員ピアサポート制度（以下「ピアサポート制度」という。）を下記のように定め、令和3年1月1日から実施することとしたから、実効の上がるように努められたい。

記

1 趣旨

この通達は、ピアサポート制度の効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) ピアサポート 職員及びその家族（以下「職員等」という。）に関する経済問題、家庭問題、健康問題その他の公私にわたる各種問題（各種事務処理等の業務の遂行関係は含まない。以下「生活相談事項」という。）について、身近な同僚職員の友愛の精神に立脚した相互扶助の観点から、各所属において指名された職員が、不安、悩み等を抱える職員に対する気付き、声掛け、傾聴等を通じ、又は職員からの相談への対応を通じて行う適切な助言等の能動的な支援をいう。
- (2) ピアサポーター ピアサポートに従事する者として所属の長に指名された職員をいう。
- (3) チーフ・ピアサポーター ピアサポーターのうち、ピアサポートとしての業務に加え、自所属におけるピアサポートに係る事務の取りまとめに当たる者として所属の長に指名された職員をいう。
- (4) ピアサポート・コーディネーター ピアサポーターを総括し、ピアサポーターに対して専門的知見に基づく指導、助言等を行う者として警察本部長に指名された職員をいう。
- (5) 部外相談員 職員以外の者であって、ピアサポーター若しくはピアサポート・コーディネーターからの取次ぎや紹介を受け、又は職員等からの直接の依頼により、職員等からの相談への対応に従事する者をいう。

3 実施体制

(1) 業務主管課の長

ピアサポート制度の実施に係る業務を主管する厚生課長は、次に掲げる事項に留意し、ピアサポート制度の効果的な運用を図るものとする。

ア 各所属に対し、ピアサポート制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、ピアサポート制度の重要性を十分認識させること。

- イ ピアサポーター及びピアサポート・コーディネーターの資質向上を図るため、効果的な研修会を開催する等の必要な措置を講じること。
- ウ 生活相談事項が、医療、法律、税務、不動産等の高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項である場合に備え、職員等が安心して相談ができる部外相談員を確保すること。
- エ ピアサポート制度の運用状況を適切に把握してこれを検証し、運用の改善に努めること。

(2) 各所属長

所属長は、次に掲げる事項に留意し、自所属におけるピアサポーターを指名するとともにピアサポートが効果的に行われるよう配慮するものとする。

- ア 原則として、自所属における各執務室ごとに1人以上のピアサポーターを指名するとともに、全てのピアサポーターのうちから1人をチーフ・ピアサポーターに指名すること。ただし、交番勤務員が在署幹部のいる執務室との往来があり、当該執務室のピアサポーターがその交番勤務員の様子を確認することができる場合など、所属長が所属の体制、職員の勤務の状況等を踏まえて各執務室ごとにピアサポーターを置く必要がないと判断した場合は、この限りでない。
- イ ピアサポーターの指名に当たっては、官職、階級、勤務経験等にとらわれることなく、ピアサポートを適切に実施することのできる人格識見、信望及び熱意を有する者を充てること。この場合において、所属全体で男女ともに必要な人数が含まれるよう配慮すること。
- ウ ピアサポーターの指名をしたときは、速やかに厚生課長へ連絡すること。ピアサポーターの解除をしたときも同様とする。
- エ ピアサポートの重要性を認識し、自所属のピアサポーターにその重要性を十分理解させるとともに、自所属の職員に制度の趣旨、利用方法等を周知すること。
- オ ピアサポートを効果的に実施したピアサポーターを積極的に賞揚するなど、ピアサポート業務に対する適正な評価に努めること。
- カ 自所属の職員等が相談を申し出たこと等を理由として、人事、給与、勤務等に関して不利益な取扱いをしないこと。

(3) ピアサポーター

ピアサポーターは、次に掲げる事項に留意し、自所属の職員への能動的な支援を実施するものとする。

- ア ピアサポートを真摯に行うこと。
- イ 助言者に徹し、職員自身が問題を自力で解決するよう働きかけること。
- ウ 在任中かどうかを問わず、知り得た職員等の秘密に関する事項を漏らさないこと。
- エ 職員の同意がある場合を除き、直接当該職員の上司に連絡しないこと。ただし、当該職員に不健全な生活態度が見られるなど、当該職員の上司に相談することが適切であると認められる場合は、上司に申告するよう説得すること。

なお、「不健全な生活態度が見られる」とは、ピアサポートの過程で職員が、金銭問題、異性問題等の問題を抱えているために、堅実な生活態度が保持できておら

ず、組織的な対応を行うことが適切であると認められることをいう。

オ 生活相談事項に、刑罰法令に違反する行為に関する事、職員等の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあること又はハラスメントに関する事が含まれている場合には、前記3の(3)のエの規定にかかわらず、必要な報告を行うなど、迅速に適切な措置を講ずること。

カ ピアサポートを適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得、研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

キ 生活相談事項が、高度に専門的かつ技術的な知識・経験を要する事項であるなど、ピアサポーターのみでは適切な支援を行うことができない場合には、職員等の個人情報取り扱いに配慮した上で、必要に応じ、ピアサポート・コーディネーターに指導・助言を求めるほか、職員の同意を得た上で、部外相談員、関係課等に適切に取り次ぐよう努めること。

ク ピアサポートに関する記録は、秘密を保つため、必要最小限度の手控え程度にとどめること。

(4) ピアサポート・コーディネーター

ピアサポート・コーディネーターは、必要により自らピアサポートに当たるほか、次に掲げる事項に留意し、ピアサポーターに対する専門的知見に基づく指導・助言等を行うものとする。

ア ピアサポーターからの指導・助言の求めに真摯に対応すること。

イ ピアサポーターの相談対応力を向上させるため、効果的な研修会を企画してこれを実施すること。

ウ ピアサポーターに対する指導・助言等を適切に行うことができるよう、各種専門資格の取得、研修会への積極的な参加等を通じ、必要な知識・技能の習得に努めること。

4 利用方法

(1) 職員等は、生活相談事項について、当該職員が属する所属のピアサポーター、ピアサポート・コーディネーター（職員等からの相談に応じてピアサポートを行う者として厚生課長に指名された職員に限る。）又は部外相談員に対して、口頭、電話その他の適当な方法により、適時、相談することができる。ただし、ピアサポーターへの相談は、職員に限るものとする。

(2) 職員は、ハラスメントに関する相談については、原則として京都府警察ハラスメント防止対策要綱の制定について（平成26. 6. 30：例規務第20号）の例規通達に基づいて設置されているハラスメント相談員に対して行うものとする。ただし、必要により前記4の(1)のピアサポート・コーディネーターに対しても相談することができる。

5 職員の心掛け

全ての職員は、この通達の趣旨を理解し、ピアサポーターの活動に協力し、及び自らも不安、悩み等を抱える職員に対して必要な声掛け等を行うように心掛けるものとする。

6 報告等

- (1) 厚生課長は、各所属におけるピアサポートの運用状況等について、定期的な報告を求めることができる。
- (2) この通達に定めるもののほか、ピアサポート制度の運用に関し必要な細部事項は、厚生課長が別に定めるものとする。

7 関係例規通達の改廃

(1) 例規通達の廃止

生活相談に関する訓令の運用について（昭和46. 2. 12：6京厚第43号）の例規通達は、廃止する。

(2) 採用時教養実施要綱の制定について（平成13. 9. 21：例規教第41号）の例規通達の一部改正

採用時教養実施要綱の制定についての例規通達の一部を次のように改正する。

別表第7中「生活相談制度」を「ピアサポート制度」に改める。

(3) 京都府警察ハラスメント防止対策要綱の制定について（平成26. 6. 30：例規務第20号）の例規通達の一部改正

京都府警察ハラスメント防止対策要綱の制定についての例規通達の一部を次のように改正する。

第8の2中「生活相談に関する訓令（昭和46年京都府警察本部訓令第3号）に基づいて設置されている生活相談員」を「京都府警察職員ピアサポート制度の運用について（令和2. 10. 30：例規厚第35号）の例規通達4の（1）に規定するピアサポート・コーディネーター」に改める。